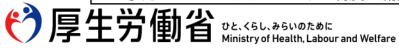
R5.8.9WGヒアリング 厚生労働省提出資料 小児オンラインかかりつけ医制度の創設



つくば市、茅野市、株式会社リーバーのご提案について

小児オンラインかかりつけ医制度の創設(小児かかりつけ診療料の届出の特例)

厚生労働省 保険局

提案事項と対応方針、考え方

提案事項

小児かかりつけ診療料1の算定要件である時間外対応加算2の「標榜時間外の夜間の電話等による問い合わせへの対応」について、オンライン(映像及び通話)で地域外に在勤する医師が対応することを認めるよう、規制緩和を求める。

対応方針

時間外対応加算について、様々な体制で時間外の患者からの相談に対応することも想定し、評価体系を見直すことも含め、中医協でご議論いただく予定。

診療報酬の考え方について

- 時間外対応加算については、昨今のデジタル技術の発達や、医師の働き方改革の観点から、その在り 方について検討することは考えられる。
- 小児かかりつけ診療料については、かかりつけ医として、患者の同意を得た上で、緊急時や明らかに専門外の場合等を除き継続的かつ全人的な医療を行うことについて評価したものであり、原則として1人の患者につき1か所の保険医療機関が算定するものであることから、この観点は引き続き重要である。

小児科の外来診療の評価について

『医協 総一 8 5. 6. 2 1

	小児科外来診療料	小児かかりつけ診療料1	小児かかりつけ診療料2
点数	(1日につき) 1. 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合 初診時:599点、再診時:406点 2.1. 以外の場合 初診時:716点、再診時:524点	(1日につき) 1. 処方箋を交付する場合 <u>初診時:641点、 再診時:448点</u> 2. 処方箋を交付しない場合 <u>初診時:758</u> 点、再診時:566点	(1日につき) 1. 処方箋を交付する場合 <u>初診時:630点、</u> 再診時:437点 2. 処方箋を交付しない場合 <u>初診時:747点、</u> 再診時:555点
包括範囲	下記以外は包括とする。 ・小児抗菌薬適正使用支援加算・機能強化加算 ・初診料、再診料及び外来診療料の時間外加算、休日加算、深 夜加算及び小児科特例加算 ・地域連携小児夜間・休日診療 料 ・夜間休日救急搬送医学管理料・診療情報提供料(Ⅱ) (Ⅲ)・院内トリアージ実施料・往診料	下記以外は包括とする。 ・小児抗菌薬適正使用支援加算・機能強化加算 ・初診料、再診料及び外来診療料の時間外加算、休日加算、深夜加算及び小児科特例加算 ・地域連携小児夜間・休日診療料 ・夜間休日救急搬送医学管理料・診療情報提供料(I)(Ⅱ)(Ⅲ)・電子的 診療情報評価料・院内トリアージ実施料・往診料	
対象疾患	・入院中の患者以外の患者(6歳未満の乳幼児に限る)。 (小児かかりつけ診療料を算定している患者、在宅療養指導管理料を算定している患者及びパリビズマブを投与している患者(投与当日に限る。)については、算定対象とならない。)	・当該保険医療機関を4回以上受診した未就学児(6歳以上の患者にあっては、6歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る)の患者であって入院中の患者以外のもの。	
算定要件	・施設基準を満たす保険医療機関における入院中の患者以外の患者であって、6歳未満の全てのものを対象とする。また、対象患者に対する診療報酬の請求については、原則として小児科外来診療料により行うものとする。等	・原則として1人の患者につき1か所の保険医療機関が算定する。 ・必要に応じた医療機関への紹介、乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の指導、保護者からの健康相談への対応、予防接種の管理・指導等を行う。 等	
施設基準	<u>小児科を標榜している</u> 医療機関であること。	小児科を標榜している医療機関であること。 小児科又は小児外科を専任する常勤の医師が1名以上配置されていること。 ②の医師について、以下の要件のうち2つ以上に該当すること。 市町村を実施主体とする乳幼児の健康診査を実施 b. 定期予防接種を実施 c. 過去1年間に15歳未満の超重症児又は準超重症児に対して在宅医療を提供 d. 幼稚園の園医又は保育所の嘱託医又は小学校若しくは中学校の学校医に就任	
施設基準 (時間外 要件)		<u>行っている保険医療機関であること。</u> ア F イ A 参加	いずれかを満たしていること。 時間外対応加算3に係る届出を行っていること。 生宅医当番医制等により、初期小児救急医療に に、休日又は夜間の診療を年6回以上の頻度 っていること。

救急外来や外来診療の機能分化の推進③

初・再診料及び関連する加算の評価

平成24年度診療報酬改定 説明資料

地域医療貢献加算について、分かりやすい名称に変更するとともに、診療所の時間 外の電話対応等の評価体系を充実させ、休日・夜間に病院を受診する軽症患者の 減少、ひいては病院勤務医の負担軽減につながるような取組のさらなる推進を図る。

【現行】地域医療貢献加算

地域医療貢献加算	3 点



【改定後】時間外対応加算

(新) 時間外対応加算1	5点
(改) 時間外対応加算2	3点
(新) 時間外対応加算3	1点

[算定要件]

時間外対応加算1:診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、<u>原則として当該診療所にお</u> いて、常時対応できる体制がとられていること。

時間外対応加算2:診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、<u>標榜時間外の夜間の数時間は、原則として当該診療所において対応</u>できる体制がとられていること。休診日、深夜及び休日等においては、留守番電話等により、地域の救急医療機関等の連絡先の案内を行うなど、対応に配慮すること。